

なんば広場の安全管理に関するデジタル技術の活用方策等に係る検討調査業務委託募集
要項
(公募型プロポーザル)

1 業務名称

なんば広場の安全管理に関するデジタル技術の活用方策等に係る検討調査業務委託

2 業務内容に関する事項

I 目的と概要

なんば駅周辺では、世界をひきつける観光拠点として、上質で居心地の良い空間の創出をめざし、より歩行者にとって安全で安心な空間となるよう、官民が連携して車中心の空間から人中心の空間へと再編する事業を進めており、令和6年11月に広場部を先行的にオープンし、令和7年3月末にはなんさん通りを含む事業全体の整備が完了した。

再編後の道路空間におけるにぎわいの持続的な発展のため、地域と連携したエリアマネジメント組織が担い手となる管理運営をめざし、広場のオープン後、大阪市と地元団体が連携しながら広場の管理運営を行う社会実験を実施しており、令和6年12月には、なんば広場の一部において、歩行者利便増進誘導区域（通称ほこみち区域）を指定し、民間事業者が主催するイベントの実施や、デジタルサイネージの設置が可能となるなど、なんば広場の利活用の柔軟性を高めるとともに、令和7年度には、新たになんば広場の管理運営を行う事業者を決定し、本格的な民間組織によるエリアマネジメント活動の実現に向けた事業収支等の検証を実施する予定となっている。

広場活用の柔軟性が高まったことにより、収益性が向上すると考えられる一方で、事業収支成立のためには、維持管理に要する費用の縮減が不可欠となっており、特になんば広場の安全管理及びなんさん通りの交通誘導のための警備などに要する支出が大きいため、警備員の負担軽減による人件費の圧縮や、なんさん通りの交通規制の交通誘導効率化について検討を行う必要がある。

本業務は、世界をひきつける観光拠点として上質で居心地の良い空間の創出をめざし、持続的なエリアマネジメント活動の実現に向け、AIカメラの活用による歩行者交通量等の把握・分析、新しいDX技術を活用した効果的・効率的な空間の管理に向けた検討、本格的なエリアマネジメントの実現に向けた検討を行うものである。

II 業務内容

1) AIカメラの活用による歩行者交通量等の把握・分析

(1) 歩行者交通量及び雑踏密度等の把握・分析

AIカメラの活用により、なんば広場で指定する各断面の交通量や利活用区域の滞留密度をカウントし、リアルタイムで広場利用の実態を把握するとともに、取得したデータを整理しイベント時、日常時の傾向等について分析を行う。なお、AIカメラの設置にあたっては「別紙1」の留意事項を参照すること。

※AIカメラの設置・撤去、管理運営に係る一切の費用は、受注者の負担とする。また、AIカメラの設置・撤去、管理運営に起因する事故、トラブル及び苦情等が発生した場合は、受注者の責任において処理するものとし、処理費用が発生した場合は、受注者の負担とする。

1-1. 歩行者交通量の把握

図ー1に示す地点①から⑦の各断面交通量を計測するため、インターネットに接続可能なネットワークカメラを必要箇所に設置し、交通量の常時把握を行う。

1-2. 雑踏密度の把握

図ー1に示す利活用区域（滞留エリア）の滞留者数を計測するため、インターネットに接続可能なネットワークカメラを設置し、滞留密度の常時把握を行う。



図ー1 調査断面及び利活用区域

1-3. データ分析

①データの集計整理

取得した各断面交通量や、利活用区域の滞留者数をリアルタイムでカウントし、データを集計整理する。

例) 各断面交通量を毎正時集計し各断面交通量の変化、サービス水準※を集計整理する。

なんば広場の瞬間滞留人数を 10 分毎に集計し、滞留密度を集計整理する。

※国土交通省「大規模開発地区関連交通計画マニュアル」に定めるサービス水準

②データの分析

整理したデータを活用し、時間帯別や平日・休日別の時系列、天候や四季、イベントの有無、断面別に、グラフや地図上の色塗図等により可視化し、入込・利用状況、滞留状況、混雑状況などを分析し、広場利用の実態を把握する。

1-4. データ活用方策の検討

分析したデータをもとに、安全管理の効率化につながる活用方策を検討する。

例)

- ・ イベント実施時の滞留密度の変化を把握し、滞留密度が基準を超過した場合に、イベント実施スペースへの入場を制限する等イベント時の安全性向上に活用する。
- ・ イベント実施の有無によるサービス水準の変化を把握し、適正なイベント施設の配置を検証する。
- ・ 滞留密度やサービス水準の変化を把握し、計画通りにイベントが実施されているか等を検証し、適正なイベントのあり方や実施手法を検討する。
- ・ デジタルサイネージ配置時の検証に活用する。

(2) AI カメラによる認識システムのテスト実証

なんば広場での人の動きに関して、スケートボードや自転車の走行など、不適正な利用を AI カメラで認識するシステムの構築に向け、どこまで不適正利用を認識することが可能であるかについてテスト実証を実施し、取りまとめを行う。認識システムは、中間的なとりまとめを行い、本市との協議や後述の「4) 有識者等への意見聴取」の結果を踏まえ、必要に応じて適宜改良を行うこと。とりまとめ時期については、本市と協議の上決定する。

(参考) 広場における不適正利用

予想される 行為	現場警備員の対応方針	不適正利用の重大な問題	防犯カメラ監視警 備員の対応方針
1 露店営業	道路使用許可の申請をしてい るか確認をして、申請をして いない場合は中止を求め、道 路使用許可の案内をする	道路占用をとっていない活 動が頻発している場合	発生が確認された 場合声掛けに行く (声掛けに行った 回数を記録)
2 街宣活動			
3 募金活動			
4 路上ライブ			
5 路上喫煙	法令・条例等で禁止されてい ることから注意する	歩行者の通行を阻害する対 流となっている場合	事象が確認された ら記録をとる
6 タバコ・ゴミ のポイ捨て		不法投棄など大量のごみが 捨てられた場合	
7 自転車の路 上駐輪		歩行者の通行を阻害する範 囲で路上駐輪された場合	
8 スケートボ ード・キック ボードでの 歩道の走行		歩行者の通行を阻害するよ うな行為が頻発した場合	
9 落書き	道路使用許可の申請をしてい るか確認をして、申請をして いない場合は中止を求め、道 路使用許可の案内をする	歩行者の滞留を阻害する範 囲で落書きが行われた場合	発生が確認された 場合声掛けに行く (声掛けに行った 回数を記録)
10 路上での看 板の設置・掲 出		道路占用をとっていない活 動が頻発している場合	
11 客引き・勧誘 行為		歩行者の通行を阻害するよ うな行為が頻発した場合	
12 酔っ払いの 寝そべり・座 り込み		※時期によっては発生が少 ない	
13 電動キック ボード	法令等で禁止されることから 注意する ※規制が入るまでは声掛けを する	歩行者の通行を阻害するよ うな行為が頻発した場合	事象が確認された ら記録をとる
14 自転車の走 行		歩行者の通行を阻害するよ うな行為が頻発した場合	
15 ケンカ・窃 盗・その他ト ラブル		警察沙汰になるような大き な問題	
			発生が確認された 場合、現場に行き、 対処できなければ 110 番

2) 新しいDX 技術を活用した効果的・効率的な空間の管理に向けた検討

(1) なんば広場及びなんさん通りで適用が考えられる DX 技術の整理

現在活用されている DX 技術の事例（AI カメラの検知機能やロボット技術等）を収集整理し、難波地区の特性（維持管理を実施する区域、実施内容、事業収支等）を踏まえ、なんば広場及びなんさん通りに導入すべき技術を検討する。

1-1. なんば広場の管理・運営の課題の整理

本市から提供する過年度の調査報告書等の整理や、庁内及び団体・組織へのヒアリング等を基に、現状のなんば広場及びなんさん通りの管理や運営面における課題を整理する。

1-2. 先行事例の収集・整理

前述の類似課題を DX 技術で解決した全国の先行事例（3 事例程度）や、先進的な DX 技術を収集し、経緯・実施主体・実施時期・実施場所・実施手法などを検討の基礎資料として整理する。

1-3. なんば広場及びなんさん通りに導入すべき DX 技術の検討

上記を踏まえ、なんば広場及びなんさん通りに導入すべき DX 技術の方向性を検討する。

(2) DX 技術を活用した効果的・効率的な空間の管理に係る検討

2-1. なんば広場の警備員の負担軽減に係る検討

なんば広場においては、16 時～22 時は現場対応、22 時～16 時は防犯カメラによる監視を行い、不適正利用等が確認された場合に現場対応を行っている。

前述の「1) AI カメラの活用による歩行者交通量等の把握・分析」における AI カメラの活用を前提に DX 技術を導入することにより、安全安心な管理水準の向上や、警備員の負担軽減、経費の圧縮がどの程度可能となるか、またその実現性について検討を行う。

2-2. なんさん通りの交通規制の徹底・交通誘導員の効率化に係る検討

なんさん通りにおいて DX 技術を活用することにより、交通規制の徹底や、交通誘導員の負担軽減、経費の圧縮がどの程度可能となるか、またその実現性について検討を行う。

例)

- ・ナンバープレート検知により自動開閉するゲート設置
- ・時間帯によって交通規制が変わるなんさん通り中間部へのライジングボラードの設置など



図一 2 なんさん通りの交通規制及び警備員等の配置位置

(3) なんば広場及びなんさん通りにおける DX 技術活用に係る構想の策定

前述の検討結果を基に、下記の項目について、エリアマネジメント活動による管理運営の実現を目標としたなんば広場における DX 技術活用に係る構想案を作成する。

3-1. 基本方針の検討

多様な DX 技術の活用を視野に入れ、なんば広場の管理運営の効率化・高度化、利活用の促進、サービスの向上を図るための基本的な方針を検討する。

3-2. 活用方策の検討

基本方針を踏まえ、なんば広場における DX 技術の活用方策を多面的な視点から検討する。

3-3. 整備や管理方策の検討 (エリマネとの連携など)

構想に位置付けた活用方策の実施・進捗状況や課題、効果の発現状況をモニタリングするための手法や体制を検討する。

3-4. ロードマップの検討

DX 技術の開発面の熟度や導入時の位置付け・課題、地元のニーズ、政策的な意向などを踏まえ、検討した活用方策の優先度を調査・整理した上で、活用方策ごとに実施主体と導入スケジュールを整理したロードマップを検討・作成する。

3) 本格的なエリアマネジメントの実現に向けた検討

民間団体による本格的なエリアマネジメント活動の実現に向け、下記の検討を行う。なお、各項目の詳細については本市と協議の上決定するものとする。

(1) 事業収支案の検討

- ・本市から提供するなんば広場全体の事業収支や、前述 1) 2) での検討結果及び後述する交通量調査結果による交通誘導員削減の方向性を踏まえ、事業収支の成立性を検討する。

(2) なんさん通りの歩行者利便増進誘導区域指定に向けた検証

- ・なんさん通りの歩行者利便増進誘導区域指定に向け、本市及び同区域においてイベントを実施するイベント事業者と連携し、必要となる検証を行う。

(3) なんば広場の警備員削減に向けた検討

- ・なんば広場の警備員削減に向けた検討を行う。

(4) なんさん通りの交通誘導員削減に向けた検討

- ・なんさん通りの交通誘導員削減に向け、「別紙2」の交通量調査を行うとともに、結果の取りまとめを行う。

(5) なんば広場の滞在快適性向上に向けた検討

- ・猛暑日における暑さ対策、緑の演出等に係る検討を行う。

(6) 空間再編後の効果に係る検討

- ・日本道路交通情報センターが提供するデータ等（渋滞統計システム）を用いて、空間再編前後のなんば駅周辺の渋滞状況等の比較分析を行う。なお、渋滞状況等の比較分析にかかる一切の費用（システムの導入費用、データ使用料など）は、本業務委託料に含むものとする。

(7) 人流データ分析ツールを活用した人流検討

- ・本市より提供する人流データ分析ツール（KDDI Location Analyzer）を活用し、なんば駅周辺の人流について取りまとめを行う。

(8) デジタルサイネージの運用に係る資料作成

- ・デジタルサイネージの本格稼働に向け、大阪市屋外広告物審議会等で使用する資料作成等を行う。

(9) 関係機関協議支援

- ・なんば広場及びなんさん通りの警備に関連する道路管理者や交通管理者等の関係管理者協議において必要となる協議資料の作成を行う。

4) 有識者への意見聴取

上記3項目の整理内容及び検討内容については、学識経験者の有識者に対し、意見聴取を行いながら進めること（3名×3回程度を想定）。

有識者3名は本市の指定する学識経験者とし、学識経験者3名に対する意見聴取は、事業計画策定時、中間報告、最終報告書作成時を想定しているが、実施方法、実施日時等の詳細は本市と協議の上で決定する。

なお、意見聴取に係る一切の費用（有識者への報酬・交通費の実費など）は、本業務委託料に含むものとする（本市が指定する3名の有識者の報酬は「懇談会等行政運営上の会合等の委員その他の構成員に係る報償金の基準に関する要綱」の規定に基づく額とし、本市と協議の上で決定する）。

【参考 URL】

懇談会等行政運営上の会合等の委員その他の構成員に係る報償金の基準に関する要綱

<https://www.city.osaka.lg.jp/somu/page/0000201735.html>

上記Ⅱ 1) ～ 4) の内容を報告書としてとりまとめる。

Ⅳ 打合せ協議

着手時、中間（４回）、成果品納入時の計６回。

３ 契約条件等に関する事項

Ⅰ 予算規模（契約上限額）

金 61,721,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

Ⅱ 費用支払

後述の契約期間内に成果品が納品された後、本市による内容の検査を経て、契約金額を支払うものとする。

Ⅲ 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

Ⅳ 業務委託契約書

別紙「業務委託契約書（案）」参照

※「業務委託契約書（案）」は現時点での案であり、今後変更となる場合がある。

※「業務委託契約書（案）」にある「設計図書（仕様書等）」は、本要領の記載内容及び受託者の提案内容等を踏まえて、今後作成する。

Ⅴ 業務報告書等の作成

①業務の着手時に提出する書類

- ・業務着手通知書（１部）
- ・業務実施計画書及び工程表（１部）
- ・管理技術者通知書（１部）

②業務の実施中に提出する書類

- ・業務打合せ書（１部 必要に応じて、随時）
- ・貸与品借用書、返納書（１部 必要に応じて、随時）

③業務完了時に提出する書類

- ・報告書（２部）
- ・報告書概要版（２部）
（報告書の概要を A4 または A3 判 2 ～ 3 枚程度にまとめたもの）
- ・その他、業務によって得られた資料一式
- ・上記の電子データ CD-ROM もしくは DVD-ROM（２部）

※Microsoft Office Word、Excel、PowerPoint を使用して作成すること。これらによらない場合は、本市と協議の上使用ソフトを決定すること。

※外観からタイトル・内容等がわかるようにすること。

※提出する電子データは、コンピュータウイルスによるデータの紛失や改ざん及び外部へのコンピュータウイルスの拡散を防止するため、ウイルスチェックを行うこと。使用したウィルスソフト並びにウイルスチェックの日付を記入すること。

※成果品については、できる限り再生紙を使用すること。

VI 契約期間

契約日から令和8年3月31日（火）

4 再委託等の禁止

- (1) 土木設計等業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、大阪市の承諾を必要としない。

- (3) 受注者は、前記(1)及び(2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により本市の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、本市は、前記(3)に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと本市が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱（平成7年4月1日制定）に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱（平成23年9月1日制定）に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて本市に提出しなければならない。

5 応募資格

次に掲げる要件の全てに該当し、本市の参加資格審査において、その資格を認められた者は、プロポーザルに参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 「参加申請書」の交付期限から審査結果通知日までの間のいずれかの日においても、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていない者であること。

- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (4) 令和5・6・7年度大阪市入札参加有資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）にて種目「500:建設コンサルタント（業務種別）511:都市計画及び地方計画（登録部門等）」で入札参加資格を有していること
（共同企業体での参加を希望する場合は、共同企業体の構成員代表者が入札参加資格を有していること。）
- (5) 共同企業体での参加を希望する場合は、業務委託特別共同企業体結成届及び業務委託特別共同企業体協定書の写しを提出すること。ただし、共同企業体を構成している構成員は他に構成する共同企業体または単体で参加することはできない。
- (6) 関係会社の参加制限
当該プロポーザルに参加しようとする者で、次のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの1者しか参加できないものとする。
- ①親会社と子会社（会社法第2条第3号及び第4号の規定による親会社及び子会社。以下同じ）の関係にある場合。ただし、子会社が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下、更生会社という）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。
- ②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。ただし、子会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。
- ③一方の会社の役員が、他方の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社の一方が、更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

6 業者選定にあたっての手続き等に関する事項

(1) 書類の交付

①交付書類

- (ア) 公募型プロポーザル実施要項(本文書)
- (イ) 業務委託契約書（案）
- (ウ) 参加申請書
- (エ) 誓約書
- (オ) 業務委託特別共同企業体結成届
- (カ) 業務委託特別共同企業体協定書（例）
- (キ) 提案書の作成について
- (ク) 提案書（様式1-5）

②交付書類交付期間

令和7年5月21日（水）～令和7年6月3日（火）

（本庁開庁日 午前9時～午後5時30分（午後0時15分～午後1時を除く））

③交付書類交付場所等

- ・〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号
大阪市役所 本庁舎7階 計画調整局開発調整部開発計画課
- ・大阪市ホームページ

掲載ページ:「産業・ビジネス」>「入札契約情報」>

「業務委託入札等情報（測量・建設コンサルタント等含む）」＞

「プロポーザル方式等発注案件」＞「計画調整局 プロポーザル方式等発注案件」

（２）参加申請書及び参加資格審査資料による提案書提出者の決定

当該プロポーザル方式による受託者選定手続きへの参加を希望する者は、次のとおり、参加申請書等を提出すること。

①提出書類

「６（１）①交付書類」のうち（ウ）～（カ）を提出すること。

- ・（オ）、（カ）は業務委託特別共同企業体を結成する場合のみ提出すること。
- ・（カ）については交付書類を基に作成した協定書の写しを提出すること。
- ・記入に当たっては、「５ 応募資格」を参照すること。

②提出部数

正１部

③提出期間

令和７年５月２１日（水）～令和７年６月３日（火）午後５時３０分（必着）

（本庁開庁日 午前９時～午後５時３０分（午後０時１５分～午後１時を除く））

④提出方法及び提出場所

持参もしくは郵送で、下記＜提出場所＞まで提出すること。

＜提出場所＞

〒530－8201 大阪市北区中之島１丁目３番２０号

大阪市役所 本庁舎７階 計画調整局開発調整部開発計画課

⑤提案書の提出者決定・非決定通知日（予定）

令和７年６月５日（木）

（３）委託事業者の決定

「６（２）⑤提案書の提出者決定・非決定通知日（予定）」において提案書提出者として本市より通知された者は、次のとおり、提案書等の提出、プレゼンテーションを行うこと。

①提出書類

「６（１）①交付書類」のうち（ク）を提出すること。

②提出部数

１０部（正１部、写し６部、審査用３部）（クリップ止めとし、製本はしないこと）

※提案書及び映写用データの電子データ一式を保存した CD-ROM もしくは DVD-ROM を併せて提出すること。

※提出する電子データは、コンピュータウイルスによるデータの紛失や改ざん及び外部へのコンピュータウイルスの拡散を防止するため、ウイルスチェックを行うこと。使用したウィルスソフト並びにウイルスチェックの日付を記入すること

※電子データについては Microsoft Office Word、Excel、PowerPoint を使用して作成すること。これらによらない場合は、本市と協議の上使用ソフトを決定すること。

※審査用３部は、正の資料から提案書提出者が特定される情報（会社名等）を削除（黒塗りなどの加工を行ったもの）した資料とする。

③提出期間

令和7年6月6日（金）～令和7年6月20日（金）午後5時30分（必着）

（本庁開庁日 午前9時～午後5時30分（午後0時15分～午後1時を除く））

④提出方法及び提出場所

下記＜提出場所＞まで持参すること。

＜提出場所＞

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市役所 本庁舎7階 計画調整局開発調整部開発計画課

⑤プレゼンテーション

提出した提案書をもとに、業務の実施計画等について、プレゼンテーションを行うこと。

なお、プレゼンテーションは、提案書のみ印刷・配布し、配布資料のみを用いて行うこと。

（ア）日 時 令和7年7月2日（予定） ※開始時刻は別途通知

（イ）場 所 計画調整局 会議室（大阪市役所本庁舎） ※場所の詳細は別途通知

（ウ）説明時間 1者あたりの時間は応募数により調整し、別途通知

⑥審査

提出書類及びプレゼンテーションをもとに、業務の実施体制、同種業務の実績、特定テーマに対する技術提案（P.14「■選定基準」参照）を審査し、合計点が最も高い1者を選定する。合計点が同じ提案者が複数いた場合は、特定テーマに対する技術提案（小計60点）の点数が最も高い1者を選定する。ただし、審査の結果、すべての提案が要求水準を満たさない場合は理由を明らかにし、委託事業者を選定しないことができる。

⑦失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

（ア）選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

（イ）他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

（ウ）事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

（エ）提出書類に虚偽の記載を行うこと

（オ）その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

⑧結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後、令和7年7月9日（予定）に全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

（4）本公募に関する質問等について

①質問について

（ア）提出期間

- ・参加申請書及び参加資格審査資料に関する事項について

令和7年5月21日（水）～5月26日（月） 午後5時30分（必着）

（本庁開庁日 午前9時～午後5時30分（午後0時15分～午後1時を除く））

- ・提案書に関する事項について

令和7年5月21日（水）～6月6日（金） 午後5時30分（必着）

（本庁開庁日 午前9時～午後5時30分（午後0時15分～午後1時を除く））

（イ）提出方法

- ・書面、FAX またはメールにより提出すること。メールによる提出の場合、件名を「質問：なんば広場の安全管理に関するデジタル技術の活用方策等に係る検討調査業務委託」とし、FAX かメールにて提出した際には電話にて担当まで着信確認を行うこと。

(ウ) 受付場所

場所：大阪市役所 本庁舎 7 階 計画調整局計画調整部開発計画課

〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号

電話番号：06-6208-7826

FAX 番号：06-6231-3751

メールアドレス：ea0009@city.osaka.lg.jp

②回答について

- ・参加申請書及び参加資格審査資料に関する事項についての回答は、令和 7 年 5 月 30 日（金）に大阪市ホームページに掲載する。

掲載ページ：「産業・ビジネス」 > 「入札契約情報」 >

「業務委託入札等情報（測量・建設コンサルタント等含む）」 >

「プロポーザル方式等発注案件」 >

「計画調整局 プロポーザル方式等発注案件」

- ・提案書に関する事項についての回答は、質問の受付日の翌開庁日から起算して 3 日（休日を含まない）以内を目安に、本市から提案書の提出を依頼したすべての者に、参加申請書「3 提出書類に関する連絡先」記載の E-mail アドレス宛てに送信する。

7 その他の留意事項

- (1) 参加申請書等及び提案書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) メール・FAX による提出書類の受付は行わない。
- (3) 参加申請書及び参加資格審査資料提出期間に参加申請者が現れなかった場合は、当該プロポーザル方式による受注者選定手続きを中止する。なお、1 者のみの参加申請となった場合は受注者選定手続きを行うものとする。
- (4) 参加申請書を提出した者のうち、提案書の提出者として選定されなかった者は、通知した日の翌開庁日から起算して 5 日（休日を含まない）以内に、書面（様式自由、A4 判とする）にて非選定理由についての説明を求めることができる。ただし、説明請求書面を下記まで持参するものとする。

＜場 所＞ 参加申請書及び参加資格審査資料提出場所に同じ

＜時 間＞ 午前 9 時から午後 5 時 30 分まで（午後 0 時 15 分～午後 1 時を除く）
- (5) 提案書の提出期間に提案者が現れなかった場合は、当該プロポーザル方式による受託者選定手続きを中止する。なお、1 者のみの提案となった場合は受託者選定手続きを行い、要求水準を満たした場合は受託事業者として選定するものとする。
- (6) 評価結果及び選定結果は、決定後速やかに本市ホームページに掲載し、選定されなかった者には、選定されなかった旨及び理由を通知する。この通知を受けた者は、通知をした日の翌開庁日から起算して 5 日（休日を含まない）以内に、書面（様式自由、A4 判とする）にて非選定理由についての説明を求めることができる。ただし、説明請求書面を下記まで持参するものとする。

＜場 所＞ 参加申請書及び参加資格審査資料提出場所に同じ

＜時 間＞ 午前9時から午後5時30分まで
(午後0時15分～午後1時を除く)

- (7)(4)及び(6)の申出に対する回答は、説明を求めることができる最終日の翌開庁日から起算して5日(休日を含まない)以内に、下記にて書面により行う。

＜場 所＞ 参加申請書等提出場所に同じ

- (8) 提出された参加申請書及び参加資格審査資料、提案書等は返却しない。また、提出された参加申請書及び参加資格審査資料、提案書等は、本プロポーザル方式による受託者の選定以外の目的には使用しない。
- (9) 日程を変更する場合はその都度連絡する。
- (10) 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例(平成13年大阪市条例第3号)」に基づき、非公開情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象とする。
- (11) 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- (12) 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- (13) 審査結果の通知後、契約締結までに提案書を提出した者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

■選定基準

評価項目			基準		配点			
業務実施体制	実施体制の的確性		同種業務の実績があるスタッフを配置し、業務を確実に遂行できる体制であるかを評価する。		10			
	管理技術者		同種業務の実績があるか、また、その実績として挙げた業務において中心的、あるいは主体的に参画したかを評価する。		10			
業務実施計画			実施方針や実施手順の妥当性を評価する。		10			
	特定テーマ1	合理性	【参考となる DX 技術の先行事例】 DX 技術を活用した効果的・効率的な空間の管理（屋内外は問わない）を行っている参考事例（国内外は問わない）について、参考となる考え方や特徴を示した上で、挙げてください。	事例の選定の考え方や理由が、なんば広場における効果的・効率的な空間の管理の検討の参考になる合理的なものであるかを評価する。	10	30		
		実現性		事例が、難波地区における現状や課題、地域の特性等を踏まえた、実現性を伴ったものであるかを評価する。	10			
	特定テーマ2	合理性	【DX 技術を活用した安全安心な管理の将来像】 平常時及びイベント実施時における安全安心な管理水準の向上や、警備員の負担軽減、経費の圧縮の実現に向け、なんば広場・なんさん通りに導入可能な DX 技術お機能・役割について提案してください。	提案内容が、難波地区における現状や課題・地域特性等を踏まえたものであり、なんば広場での検討にあたり合理的なものであるかを評価する。	10			
		実現性		提案内容が、難波地区における現状や課題・地域特性等を踏まえた、実現性を伴ったものであるかを評価する	10			
	特定テーマ3	提案力	【モジュール開発の到達点】 なんば広場におけるより一層の安全・安心な管理の実現に向け、AI カメラによって認識する不適正利用を認識するためのシステム構築の具体的な手法・到達点を提案してください。	システム構築の具体的な手法・到達点なんば広場におけるより一層の安全・安心な管理の実現に資する優れたものであるかを評価する。	10			
		実現性		システム構築の具体的な手法・到達点実現性を伴ったものであるかを評価する。	10			
	全体的な実施方針			当該業務に係る提案が優れたものであり、かつ実施手法が効果的であるかどうかを全体的に評価する。			10	10
	合計						100	

歩行者交通量及び雑踏密度等の把握・分析に係る留意事項

・計測・記録の期間

計測・記録の期間は、基本的に各種機材・機器の設置・計測開始から業務納期の1週間前までの全日・24時間とし、データの分析の期間は、業務納期の1か月前までを想定しているが、詳細については本市と協議の上で決定するものとする。

・指定断面及びネットワークカメラの調達・設置

設置場所については、広場内にある既設の照明柱等への添架を想定するが、詳細については本市と協議の上で決定するものとする。なお、照明柱等への添架にあたり、照明柱等への荷重等を考慮し、必要に応じて強度計算により安全性を確認すること。

・機器類、機器収納盤の調達と設置・撤去

ネットワーク機器、AI 画像センシング機器、それらの機器を格納する機器収納盤を調達し、既設の照明柱等に添架・設置して機器類を収納する。ネットワーク機器類の仕様は表―1のとおりとし、機器収納盤の設置場所の詳細は、本市と協議の上で決定する。なお、設置した機器類、機器収納盤は契約期間内に撤去すること。

表―1 機器類の仕様

機器類	仕様
ネットワーク機器	カメラで撮影した映像を送信するために必要なハブやルーターなどのネットワーク機器
AI 画像センシング機器	カメラ映像を基にした歩行者数や滞在・混雑状況を自動的・リアルタイムに計測・表示するための AI 画像センシング機器
機器収納盤	上記の機器等を格納する収納盤

・配線、配管

(通信) ハブとカメラ・機器類を接続する LAN ケーブルを敷設すること。

(電気) 既設照明柱に設置されている電源コンセントからカメラや各種機器等までの電線ケーブルを敷設し給電すること。

・カメラ設置に係る表示

カメラを設置する箇所に「カメラ作動中」等と明記した貼り紙または表示板を掲出すること。

・電源及び通信回線の使用に係る支払い及び契約

電源の使用にあたり、なんば広場の管理運営者と電気料金の支払方法について協議を行い、協議により決定した方法で支払いを行うものとする。また、通信回線の使用にあたり、通信事業者への回線申し込み、契約及び支払いを行うこと。

・データ集約・閲覧環境の整備

カメラで撮影した映像を遠隔で確認できるよう、映像を録画・表示・閲覧するためのネットワークディスクレコーダーを機器収納盤に設置すること。

集約したデータ及び映像を確認できるようパソコン、ディスプレイ及びネットワーク機器を本市が指定する場所に設置すること。なお、パソコン及びディスプレイは事業者側で管理することを基本とするが、詳細については本市と協議のうえ決定する。集約したデータ及び映像は、リアルタイムに外部からウェブでアクセスできるようにするとともに、現地において閲覧できる携帯端末を調達すること。

なんさん通りの交通量調査

なんさん通りの交通誘導員削減に向け、関係機関協議に向けた交通量調査を実施し、結果のとりまとめを行う。

①調査目的

なんさん通りへの誤進入状況を把握することを目的とし、交通量調査を実施する。

②調査地点

調査地点は図一 3 に示す地点とする。

- ・ 難波中 2 交差点

詳細は警察、建設局等関係機関と協議のうえ決定する。



図一 3 交通量調査箇所

③調査項目

調査項目及び調査時間は次のとおりとし、契約直後、中間及び契約期日終盤のそれぞれで平日休日の 1 日ずつを想定しており、合計 6 日間とする。調査日程は、本市と協議の上決定するものとする。

- ・ 交差点交通量調査（車種別方向別）：24 時間
- ・ なんさん通りに進入しようとした車両の確認：24 時間

④調査内容・方法

- ・交差点交通量調査（車種別方向別）

調査地点に調査員を配置し、数取器にて方向別（断面方向別）・車種別（6分類）に2時間を単位として7時～翌7時（24時間連続）で自動車交通量の計測を行う。

表一2 自動車車種分類

計測分類	ナンバープレート頭NO	該当車種	備考
① 乗 用 車	NO. 3, 5, 7 (8. 小型プレート)	軽・小型乗用車	
② バ ス	NO. 2	大型乗用車	
③ 小型貨物車	NO. 4, 6 (3. 小型プレート)	軽・小型貨物車	
④ 普通貨物車	NO. 1, 9, 0	大型貨物車	
⑤ タクシー		小型乗用車	緑ナンバー
⑥ 自動二輪車	—	—	原付を含む

※特殊用途車(No.8)については車両形状にて上記に分類する。

※ナンバープレートの の部分（上1桁目：車種分類番号）で判断し分類する。

なにわ ④5 ほ 12-34	大阪 ①0 ま ・1-23
-------------------	------------------

- ・なんさん通りに進入しようとした車両の確認

なんさん通りに進入しようとした車両については以下についても確認を行い、進入しようとした車両の集計を行う。

(確認内容)

- ▶許可車 (ア)

- ・許可車以外 交通誘導員の声掛けなし (イ)

「交通誘導員の声掛けあり」——「声掛けにより進入抑制（ウ）」

「進入抑制できずに誤進入（エ）」

(集計内容)

- ・進入車両合計 $= \text{ア} + \text{イ} + \text{エ}$

- 誤進入車両合計 = イ + エ

- ・交通誘導員不在時に想定される進入車両合計　＝ア＋イ＋ウ＋エ

- ・交通誘導員不在時に想定される誤進入車両合計＝ イ＋ウ＋エ

⑤ 留意事項

作業にあたっては市民の歩行の妨げにならないよう安全に配慮すること。